

議案第40号

交野市税条例の一部を改正する条例について

交野市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和6年6月4日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

## 交野市税条例の一部を改正する条例案

### 交野市税条例の一部を改正する条例

交野市税条例（平成15年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第64条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第13条中第7項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第64条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日